

「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課
制度に関する検討チーム」取りまとめ

平成23年8月

消費者庁

目 次

はじめに	1
第 1 財産事案における消費者被害の現状	1
第 2 検討すべき課題	3
第 3 消費者被害の発生・拡大防止のための有効な行政措置	4
第 4 消費者の被害回復に向けた財産の隠匿・散逸防止のために機能する措置	7
第 5 結論	11

はじめに

現在、社会経済の構造変化に伴い、消費者被害は複雑化・多様化の傾向を見せており、消費者相談件数は依然として高水準のまま推移している。特に悪質な事案では、加害者の資産の隠匿又は散逸により、被害の回復が事実上困難になることがある。このようなことから、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項では、法施行後3年を目途として、被害者を救済するための制度について検討を加え必要な措置を講じるものとされたところである。このような中で、消費者庁は、「集团的消費者被害救済制度研究会」を設置し、加害者の財産の保全に関する制度について、関連する我が国における現行制度及び諸外国の制度の内容及び運用状況について調査を行い、被害者救済制度に関して考えられる選択肢の提示及び論点の整理を行い、「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」（平成22年9月）として取りまとめた。同報告書においては、「集合訴訟制度」と「行政による経済的不利益賦課制度及び保全制度」について、引き続き検討すべきであるとされた。前者については、消費者委員会「集团的消費者被害救済制度専門調査会」において、検討が行われている。そして、後者については、行政法や行政機関の組織体制、執行実務等に対する知見を生かしての更なる検討を行うために、消費者庁において「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、検討を行ってきた。

検討チームでは、①加害者の財産の隠匿・散逸を防止するための方策、②行政による経済的不利益賦課制度を中心に検討を行ったところであるが、その結果を以下のとおり、取りまとめた。

第1 財産事案における消費者被害の現状

<財産事案における消費者被害の実態>

最近においても、実体のない投資話などに対し、断定的判断の提供など巧妙な営業手法により、多数の消費者が契約を締結してしまい、結果的に代金を返してもらえない等の被害が生じる事案（未公開株・怪しい社債等の募集勧誘等、いわゆる投資・利殖詐欺事案）のほか、外国通貨取引、貴金属等の訪問買取り（いわゆる押し買い）、金貨の即現金化、いわゆるヤミ金被害などの事案が多発している。こうした、いわゆる悪質商法に相当する事案における被害者は、その多くが高齢者などであるが、自主的かつ合理的な判断をするに当たっての情報等を十分に有していない場合において、消費者の誰もがこうした投資詐欺

などによる被害を受ける可能性がある。こうした事案において、被害者は、虎の子の預貯金や年金等の生活の基盤となる財産を奪われる場合もあるなど、消費者にとって極めて深刻な財産的被害が生じている状況にある。

<現在の対応>

上記のような深刻な財産的被害を発生させる悪質な事案に対しては、個々の被害者が民事手続により被害回復を図るほか、行政においても、これまで、

○各種の個別業法

○特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の認可・登録業者を前提としない個別法

○消費者安全法

等による対応を行っているところであり、被害の発生・拡大の防止という観点から一定の成果をあげている。

<現行法における対応の課題>

しかしながら、現在の対応には以下のような課題がある。

○行政による有効な対応ができない事案の存在

① 各種の個別業法による規制

各種の個別業法による規制は、基本的に業の適正化の目的から、主として認可・登録業者に対し行われるものであり、消費者に財産的被害を与える違法行為が無認可・未登録業者によって行われた場合等には当該業法の規制が及ばず、消費者被害の発生・拡大を防止できない。例えば、貸金業法に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）は、登録を受けた貸金業者に対してなされるものであり、登録を受けずに貸金業を行う者（いわゆるヤミ金業者）に対しては、行政処分をすることはできない。

② 認可・登録業者を前提としない個別法

このような個別法による規制は、特定の取引類型や取引方法等に関して適用されるものであり、当該取引類型等に該当しないものについては、これら個別法で規制することはできない。例えば、特定商取引法の規制は、訪問販売、連鎖販売取引などの特定の種類の取引のみについて適用されるものであり、消費者に被害を与える全ての財産的事案を対象としているものではない。

③ 消費者安全法

消費者安全法は、消費者保護の観点から、消費者事故等が生じている事案に幅広く対応すること（消費者への注意喚起及び個別業法を所

管する他省庁への措置要求)が可能である。また、生命・身体に関する重大事故等については、事業者に対する各種の措置(勧告・命令、譲渡等の禁止・制限、回収命令)が設けられている。他方、財産分野の事案においては、重大な消費者被害を引き起こしている事業者に対して直接措置を採ることはできず、財産分野の事案における消費者保護のための対応には限界がある。

○消費者が被害を回復することが困難な事案の存在

悪質な事業者の場合は、財産を隠匿・散逸するケースが多く、個々の消費者が民事訴訟において勝訴判決を得たとしても民事執行による回収に結び付かず、被害回復が実効的に果たされないことが多い。

また、消費者の被害回復や、それに向けた財産保全のために機能する制度も少ないという問題がある(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下「振り込め詐欺救済法」という。))に基づく口座の凍結・失権や、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象事案における被害回復給付金支給制度などがあるのみ)。

第2 検討すべき課題

第1において述べたとおり、いわゆる悪質商法に相当する事案による深刻な消費者被害について、行政として有効な対応ができず、また、消費者の被害回復が図られていない状況が生じていることから、行政による適切な措置を講じる必要性が高い。

消費者の被害回復のためには、事業者の財産の隠匿・散逸防止のための対策を講じる必要がある。しかし、特に悪質な事業者の場合には、ひとたび消費者被害が発生すると、その回復は極めて困難であることが多い。このため、そもそも消費者被害を発生させないこと及び拡大させないことが特に重要であることから、消費者被害の発生・拡大防止のため、可能な限りすき間のない対策を講じる必要性が高い。この点、「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」においても、悪質商法など「そもそもシステムとして破たん必至なものについては、違法な行為を早期に停止させることこそが重要である」、「違法状態の是正・回復を命じる行政処分を行う方法については、そのような処分を行うことの実体法上の根拠についての検討も含め、引き続き検討すべきである」とされているところである。

消費者安全法の消費者の重大な被害に対する行政措置(勧告・命令、譲渡等

の禁止・制限、回収命令)は、消費者の生命・身体に被害が生じた事案に限定されているため、同法附則第2項は、「政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」としている。

したがって、消費者の財産に重大な被害を生じさせている事案に関しては、そもそも消費者被害の発生・拡大を防ぐことが特に重要である一方、現実問題として消費者被害の発生を完全に根絶することは不可能でもあることから、以下のような各種措置の導入を総合的に検討する必要がある。

○財産事案における消費者被害の発生・拡大防止のための有効な行政措置

○消費者の被害回復に向けた財産の隠匿・散逸防止のために機能する措置

第3 消費者被害の発生・拡大防止のための有効な行政措置

1 必要性

第1において述べた深刻な消費者被害を生じさせているいわゆる悪質商法に相当する事案には、犯罪行為に該当するものもあり、司法当局が刑事手続により対応する事例もあるものの、捜査や刑事裁判手続が進行する中において、消費者被害がますます拡大を続ける可能性もある。

そこで、事業者がこのような財産的事案における消費者被害を発生させる行為を行っている場合に、消費者の利益を擁護することを任務とする消費者庁として、消費者被害の発生・拡大を防止するため、消費者への注意喚起にとどまらず、事業者に対しても必要な行政措置を行うための規定を設ける必要がある。

なお、上記のような事案については、それらが新たに生じるたびに、他省庁が所管する個別業法や消費者庁が所管する特定商取引法等の適用対象を拡大する法改正を行って対応することも考えられる。しかし、このような方法では迅速な対応は困難であり、法改正が行われるまでの間に消費者被害が拡大を続けるという問題がある。

よって、消費者庁が所管する法律であって、業種等を問わず広く横断的に適用され、幅広い行為への対応が可能である消費者安全法に、財産的事案における消費者事故に関し、消費者被害の拡大・防止のために、消費者庁が事業者に対して直接有効な行政措置を採ることができる規定を設けることが適当である。

2 行政措置の対象行為・要件等

上記の有効な行政措置を導入するに際しては、規制が広範になり過ぎるこ

とを回避し、事業者の予見可能性を確保するため、行政措置の対象となる行為及び措置の発動要件を明確にすることが必要である。

前述した消費者安全法附則第2項において、「消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え」るものとされているところ、第1において述べた深刻な消費者被害を生じさせている事案は、いわゆる悪質商法に相当するものであり、これを対象とすることを前提に、行政措置の対象行為や措置の発動要件を検討する必要がある。

そして、当該事案については、既存の個別業法や個別法による有効な対応ができていない状況が生じているところ、消費者被害の拡大・防止のためには、そのような状況に対処する必要性が高い。したがって、他の法律の規定に基づく措置がある場合以外（いわゆるすき間）の財産的事案を対象として行政措置を整備することが必要であると考えられる。

かかる行政措置の対象行為については、具体的には、振り込め詐欺救済法の「振込利用犯罪行為」の定義規定の一部（「詐欺その他の人の財産を害する犯罪行為」）や、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、無限連鎖講の防止に関する法律等の直罰規定に違反する行為など何らかの財産罪に該当する行為を参考に、対象行為を規定することが考えられる。

また、一般的に行政措置の内容（勧告、命令等）は、行政法規が達成しようとしている目的にとって、また、その目的を達成するための手段として、必要かつ十分なものであるかという観点から検討されるべきものである。したがって、消費者安全法に消費者庁の事業者に対する行政措置権限を導入するに当たっては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、必要かつ十分なものとする必要があり、前述した現行の消費者安全法の措置体系も踏まえながら、検討する必要がある。

なお、以上の諸点を踏まえて財産事案に関する新たな行政措置を導入することは、「消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」とされた前述の消費者安全法附則第2項への対応と位置付けることができるものと考えられる。

3 財産的不利益賦課制度

上記の行政措置のほか、行政が違法行為の抑止の目的で不当な収益をなく奪するための賦課金等の納付を命じる措置の導入により、間接的に消費者被害の発生・拡大を防止することが考えられる。

しかし、賦課金等については、偽装表示や被害者が特定できない事案などでは消費者被害の発生・拡大の防止のための措置として一定の実効性を期待できる一方、特に詐欺的な商法を行う悪質な事業者は、事業の継続を予定し

ていない場合が多いと考えられ、賦課金等を納付せず、財産を隠匿・散逸するおそれが高いため、賦課金等の行政措置が実効的に機能する事案が、どの程度あるかを検討する必要がある。さらに、行政庁が賦課・徴収した賦課金については、これを被害者に配分する措置を同時に設けない限り、かえって被害者自身による被害回復の障害になる可能性があるとの考え方もあるところ、違法行為の抑止という公益の実現のために賦課・徴収した金銭の用途として、実際の被害者へ配分することが法制度上可能かどうか、可能であるとしてその手続をどうするかといった問題がある。

また、こうしたことを踏まえ、具体的な個別法を前提に検討を深めていく必要がある。この点、一定の不当表示をした事業者に対して課徴金の納付を命じる措置を不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に導入することを内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」が、第169回国会に提出されたが、廃案となった。その後、景品表示法が消費者庁に移管されることとなり、改めて消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によって景品表示法の一部改正がなされたが、当時、課徴金制度の導入については、景品表示法の消費者庁への移管後、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討することが適切であるとされ、見送られたところである。

したがって、これらを踏まえ、引き続き検討を行うことが適当である。

4 行政措置を行うために必要な調査権限

行政調査権限は、行政措置を発動するに当たって、構成要件に該当する事実を把握するために設けられるものであり、行政措置の内容に見合った必要かつ十分なものであることが必要である。現行の消費者安全法には、報告、立入調査等といった調査権限が設けられている（同法第22条）が、調査対象は、講じようとする措置の対象となる事業者に限られている。例えば、措置の対象となる事業者と取引する者（金融機関等）に対する調査権や、事業者が行う事業に関して関係のある第三者に対する調査権といった消費者庁が所管する他の法律に設けられた調査権限（前者について特定商取引法第66条第3項、後者について景品表示法第9条第1項）については、消費者安全法に定められていない。

したがって、新たな行政措置を導入した場合、措置対象となる行為類型によっては、措置を講じようとする事業者の取引先等への調査等も必要になると考えられるところ、特定商取引法や景品表示法等に設けられた調査権限も参考としつつ、調査権限の拡充を行うことを検討する必要がある。

第4 消費者の被害回復に向けた財産の隠匿・散逸防止のために機能する措置

1 必要性

第3で検討した財産事案における消費者被害の発生・拡大防止のための行政措置を導入したとしても、現実問題として消費者被害を完全に根絶することは不可能であり、特に相手方が悪質な事業者の場合、違法行為により得た財産を隠匿・散逸する可能性が高い。財産の隠匿・散逸により、事業者に「やり得」が残ることは、消費者の被害回復を実質的に困難にするだけでなく、行政措置による消費者被害の発生・拡大防止の効果も減殺させる可能性もある。

このため、消費者被害の発生・拡大防止のための行政措置に加え、財産の隠匿・散逸の防止（財産保全）に関する方策について検討したところ、その結果は以下のとおりである。

2 現行制度の積極的な活用

消費者庁による財産の隠匿・散逸の防止（財産保全）に関する措置については、既存の措置の活性化策として、以下のものが挙げられる。

- ① 振り込め詐欺救済法に基づく犯罪利用預金口座等の凍結の一層の活用
- ② 会社法に基づく会社解散命令及び管理命令の活用

<振り込め詐欺救済法の活用>

振り込め詐欺救済法は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものを対象に、捜査機関等（全国銀行協会が定めた事務取扱手続では、「警察、弁護士会、金融庁及び消費生活センター等公的機関並びに弁護士及び認定司法書士を指す。」とされている。）からの情報提供等により金融機関が犯罪利用預金口座等の凍結・失権等の措置を講じ、被害者に被害回復分配金を支払うこと等について定めている。

同法の適用対象は、いわゆる振り込め詐欺に限られず、人の財産を害する罪の犯罪行為である投資・利殖詐欺、ヤミ金融、違法なマルチ商法等の振込みを利用した財産罪が広く含まれることから、財産の隠匿・散逸の防止のために活用する余地が大きい。

さらに、同法において、犯罪利用預金口座等を特定するための情報提供等は、幅広い主体によることが可能であり、簡易・迅速な対応が可能である面で利点がある。同法に基づく救済制度の運用状況を見ると、本年5月末時点

で、失権された犯罪利用預金口座等（約 20 万口座）の額が累計で約 89 億円という実績を上げている（振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチームによる平成 23 年 7 月 14 日付け「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」2 頁及び 4 頁）。そして、金融機関等と関係行政機関等の連携によって同法を活用することが推進されており、消費者庁も、同法をさらに幅広く活用するために必要な取組を行うべきである。

具体的には、消費者庁は、消費者安全法に基づく関係行政機関等（行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長）からの通知により財産事案に係る情報を得る立場にあり、同法に基づく措置の対象事案に関する調査を行う結果として、犯罪利用預金口座等を特定する情報を取得する場合もあるため、当該情報に基づき犯罪利用預金口座等の凍結のための情報提供を、金融機関に対し積極的に行うことが必要である（消費者安全法にとどまらず、消費者庁が現在所管している特定商取引法、景品表示法等の法律を施行する過程で同様の情報を取得した場合も、同様である。）。また、可能な限り早い段階でこのような情報提供を行うため、自ら必要な体制を整備する必要がある。

そして、消費者庁は、消費者からの相談を通じて犯罪利用預金口座等を特定する情報に第一次的に接する消費生活センターを有する都道府県知事、市町村長等関係行政機関に対しても、消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」（平成 22 年 6 月 18 日）を踏まえ、犯罪利用預金口座等を特定する情報を金融機関へ着実に提供するよう要請しているところである。消費者庁は、都道府県知事、市町村長に対して、今後一層の取組の強化を図るよう改めて要請した上で、消費生活相談の現場の声も踏まえ、法の解釈や具体的な手続実務について関係省庁とも連携して適切な助言を行う必要がある。さらに、消費生活相談の現場において金融機関への情報提供に係る判断が困難な個別の事案については、消費者庁又は国民生活センターに通知して消費者庁等が自ら金融機関等に情報提供する体制の整備を検討することなどを含め、情報提供への積極的な取組を行う必要がある。

また、第 3 で述べた新たに設ける行政措置の対象行為を振り込め詐欺救済法における犯罪行為など何らかの財産罪に該当する行為として規定した場合、消費者庁は、行政措置を発動するための調査の過程で犯罪利用預金口座等の情報を入手する可能性が非常に高い。この場合、消費者庁としては、当

然ながら当該情報を金融機関に対して提供することになるところ、消費者庁が調査の過程で犯罪利用預金口座等の情報に接した場合には、金融機関に速やかに当該情報を提供することを義務付ける規定を設けることが考えられる。このような規定を定めることができる場合、振り込め詐欺救済法の運用がさらに実効性を有することとなり、第3で述べた新たに設ける行政措置の導入と併せて、財産に係る消費者被害の発生・拡大の防止とともに、財産の隠匿・散逸防止の効果が期待できるものと考えられる。

<会社解散命令及び管理命令の活用>

また、①公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認められる場合に、裁判所が、法務大臣等の申立てによって行う会社解散命令（会社法第824条）や、②会社解散命令の申立てがあった場合に、裁判所が、会社財産に関して管理人による管理を命ずる処分（管理命令）その他の必要な保全処分を命ずることができる制度（同法第825条）があり、③裁判所その他の官庁等は、職務上会社解散命令の申立て等をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならないとされる（同法第826条）。

そこで、消費者庁による行政措置の対象事案に関する調査の結果として、会社法第824条所定の事由が認められる事案があれば、法務大臣への通知を行うことも考えられるが、会社解散命令がなされる要件は厳格であり、会社解散命令や上記通知がなされた事例は近年存在しない。

3 消費者庁による破産手続開始の申立て

前述のとおり、消費者に財産的被害を生じさせる事案において、財産の隠匿・散逸防止を図るためには、既存の措置（振り込め詐欺救済法等）を活用することが必要であるが、これらの措置については、保全の包括性等の点において限界もある。

この点、破産手続は、裁判所が破産手続開始決定をすることにより、裁判所が選任する破産管財人に対象事業者の財産の処分管理権限を専属させるものであり、破産者たる事業者が自由にその財産の処分を行えなくなること及び預貯金に限らない全ての財産の包括的な保全策であることから、財産の隠匿・散逸防止の観点から有効である。そこで、消費者庁が破産手続開始の申立権限を有することについて検討したところ、その結果は以下のとおりである。

いわゆる破綻必至の投資・利殖詐欺事案（事業者が消費者に高利回り・高

配当を約束して資金を集める一方、実際には当該資金を事業に投資せず、配当は更に別の消費者から集める資金を充てる投資・利殖詐欺)のようなものについては、

- ① 前述のとおり多数の消費者被害が発生しており、迅速かつ包括的な財産保全がなされないと、多数の消費者に深刻な影響が生じるおそれが高い、
 - ② にもかかわらず、債権者自身による（破産手続開始の申立てを含む）財産保全は、事業者の資産状況に関する資料の収集の困難性等の理由から、早期の段階で行われることは期待できない
- という事情がある。

行政機関による破産手続開始申立権について定める法律として、監督庁に金融機関等（金融機関（銀行、協同組織金融機関又は商工組合中央金庫）、金融商品取引業者、保険会社等）の破産手続開始申立権を認めた金融機関等の更生手続の特例等に関する法律がある。同法は、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準じる者の保護を図ることを任務（金融庁設置法第3条）とする金融庁その他の監督庁に金融機関等の破産手続開始申立権を認めている。この点、前述のような事案の存在を踏まえると、消費者被害の発生・拡大を防止し、当該事案において、事業者の財産を多数の被害者に公平に分配するためには、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務を任務（消費者庁及び消費者委員会設置法第3条）とする消費者庁に、当該事業者の破産手続開始の申立権限を認めることが考えられる。なお、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務とは、一般消費者の利益の擁護等のみならず、特殊消費者を含む個々の消費者の利益の擁護等に関する事務を含むものである。

また、破産手続は、裁判所の決定により開始されるものであり、裁判所が選任し、裁判所の監督下にある破産管財人が進めていくものである。破産手続開始申立てそのものは、破産手続開始のきっかけに過ぎず、仮に消費者庁が破産手続開始申立てを行ったとしても、その後の破産手続は、基本的に通常の破産手続と変わるものではない。したがって、消費者被害の発生・拡大を防止する観点から、自らは破産原因の事実を疎明することが困難な多数の被害者に代わって消費者庁が破産手続開始申立てをすることには、一定の合理性があると考えられる。

しかしながら、消費者庁による破産手続開始申立てについては、

- ① 債権者でも監督官庁でもない消費者庁に破産手続開始申立権限が認められるとした場合、その法的根拠は何か

- ② 破産手続の開始は、裁判所の決定によるとはいえ、破産手続開始の申立ては、法人たる事業者の消滅につながる措置であり、既に検討した新たな行政措置に比しても大きな影響を及ぼすことを踏まえ、どのような場合に消費者庁が破産手続開始の申立てをできるか
- ③ 消費者庁による破産申立権限を認める場合に、恒常的に事業者に対する監督を行っていない消費者庁が、破産手続開始の原因となる事実を疎明するための資料等（財務状況を判断するための帳簿類等）を十分に入手することができるか（特定商取引法、景品表示法等の現行法に定められた行政措置及び消費者安全法に新たに設ける行政措置のための調査権限や、消費者庁におけるその執行体制との関係）

等の点について、検討が十分ではないので、引き続き検討する必要がある。

第5 結論

他の個別法等では対応できないいわゆる悪質商法に相当する事案による財産的な消費者被害が多発しており、そのような消費者被害の発生・拡大の防止が重要である。このような財産におけるすき間事案に関して、消費者安全法に消費者被害の発生・拡大を防止するための消費者庁による事業者への行政措置（勧告・命令等）を導入すれば、消費者の利益の擁護のため大きな意義を有することになる。その際、このような行政措置を発動するための調査権限の拡充も必要となる。また、調査の過程で消費者庁が犯罪利用預金口座等の情報を得た場合における消費者庁による金融機関への情報提供義務規定の導入ができれば、犯罪利用預金口座等の凍結等を通じて、財産の隠匿・散逸の防止の意義も有することになる。このような消費者安全法の改正について、対象行為、要件などの詳細を法制的に検討を行うことが適当である。

さらに、不当な収益を剥奪するものである経済的不利益賦課制度（課徴金制度等）は、具体的な個別法を前提に引き続き検討を行うことが適当であり、財産の隠匿・散逸の防止としての機能が期待できる消費者庁による破産手続開始申立てについても、引き続き検討を行うことが適当である。

消費者庁としては、以上のような各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、引き続き議論を深めていくこととする。

「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課
制度に関する検討チーム」取りまとめ 参考資料

目 次

参考資料 1	附則及び消費者基本計画	1
参考資料 2	「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度 に関する検討チーム」の発足について	2
参考資料 3	「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度 に関する検討チーム」の開催状況	3
参考資料 4	参照条文	4
参考資料 5	消費者庁所管法と各省庁所管法の関係について	23

○消費者庁及び消費者委員会設置法 附則（抄）

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○消費者安全法 附則（抄）

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定）
（抄）

【具体的施策】

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
35	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じます。
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指します。

平成 22 年 12 月 22 日
消 費 者 庁

「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度 に関する検討チーム」の発足について

1. 趣 旨

「集团的消費者被害救済制度」の検討に関し、「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」¹を踏まえ、同報告書における「財産保全制度」及び「行政による経済的不利益賦課制度」について、行政法や行政機関の組織体制、執行実務等に対する知見を生かしての更なる検討を行うために、「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設ける。

2. 構成員等

（構成員）消費者庁次長〈主査〉
審議官（企画調整担当）
審議官（執行担当）
参事官（法令審査・企画担当）
関係各課課長

（アドバイザー）学識経験者その他の有識者
関係省庁職員

（注）関係各課課長及びアドバイザーは、検討事項の内容に応じて、検討チームの会議に適宜参加する。

3. 検討事項

- （1）加害者の財産の隠匿・散逸を防止するための方策
- （2）行政による経済的不利益賦課制度
- （3）その他

4. スケジュール及び進め方等

第 1 回会議を 12 月 27 日（月）に開催し、平成 23 年夏を目途に中間的な報告をとりまとめる。

なお、執行実務の現状を踏まえた議論が必要であるため、会議は原則として非公開とするが、会議終了後には、執行実務に支障が及ばない範囲で、会議概要や資料等を公表する。

¹ 平成 22 年 9 月 14 日公表。

**「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する
検討チーム」の開催状況**

	日 時	議 事
第 1 回	平成 22 年 12 月 27 日 (月) 14:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁研究会報告書の内容について ・ 本検討チームの今後の進め方について
第 2 回	平成 23 年 1 月 24 日 (月) 16:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質商法事案における債権者による破産手続開始の申立ての実務について
第 3 回	平成 23 年 2 月 1 日 (火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政による経済的不利益賦課制度について①
第 4 回	平成 23 年 2 月 17 日 (木) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権者破産における破産管財人の実務等について ・ 財産の隠匿・散逸防止策について①
第 5 回	平成 23 年 2 月 28 日 (月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政による経済的不利益賦課制度について②
第 6 回	平成 23 年 5 月 17 日 (火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの検討状況及び今後の取組みの方向性について
第 7 回	平成 23 年 6 月 14 日 (火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産事案における消費者安全法上の新たな措置について
第 8 回	平成 23 年 7 月 15 日 (金) 13:00~15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の隠匿・散逸防止策について②
第 9 回	平成 23 年 8 月 5 日 (金) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取りまとめ

参照条文

- 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）・・・・・・・・・・ 5
- 消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）（抄）・・・・・・・・ 8
- 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）・・・・・・・・ 9
- 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抄）・・・・ 10
- 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）・・・・・・・・・・ 11
- 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）・・・・・・・・・・ 12
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）・・・・・・・・・・ 17
- 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）・・・・・・・・・・ 19
- 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）・・・・・・・・・・ 20
- 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）・・・・ 20
- 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）・・・・・・・・・・ 22
- 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）・・・・ 22

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。

3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が

発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。
- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

（譲渡等の禁止又は制限）

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。）を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

- 2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

(回収等の命令)

第十九条 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、立入調査等)

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）（抄）

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において

生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ 消費者が事業者に対し、消費者の住居又は消費者が業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

ニ 消費者が事業者に対し、当該契約の締結について勧誘し、又は消費者が当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約をしようとしている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないこと。

三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四 次のイ又はロのいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。

イ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項 から第三項 までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとされる契約

ロ 消費者契約法第八条第一項、第九条又は第十条の規定その他の消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによって無効とされる契約の条項を含む契約

五 消費者との間の契約に基づく債務又は当該契約の解除若しくは解約によって生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく、拒否し、又は著しく遅延させること。

六 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）第三条の規定に違反して景品類を提供すること。

七 前各号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に係る事業者の行為の規制に関する法律の規定であつて、消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものに違反する行為をすること。

○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（報告及び立入検査）

第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗

その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引する者（次項の規定が適用される者を除く。）に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。
- 4 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号（電子メール広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されたもの又は電子メール広告をするために用いられたもののうち当該電子メール広告をした者に関するものに限る。）を使用する権利を付与したものから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報について、報告を求めることができる。
- 5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 6 第一項から第三項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。
- 7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 8 第一項若しくは第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抄）

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第七条の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「預金口座等」とは、預金口座又は貯金口座（金融機関により、預金口座又は貯金口座が犯罪行為に利用されたこと等を理由として、これらの口座に係る契約を解約しその資金を別段預金等により管理する措置がとられている場合におけるこれらの口座であったものを含む。）をいう。

3 この法律において「振込利用犯罪行為」とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう。

4 この法律において「犯罪利用預金口座等」とは、次に掲げる預金口座等をいう。

- 一 振込利用犯罪行為において、前項に規定する振込みの振込先となった預金口座等
- 二 専ら前号に掲げる預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された預金口座等であって、当該預金口座等に係る資金が同号の振込みに係る資金と実質的に同じであると認められるもの

5 (略)

第三条 金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。

2 金融機関は、前項の場合において、同項の預金口座等に係る取引の状況その他の事情を勘案して当該預金口座等に係る資金を移転する目的で利用された疑いがある他の金融機関の預金口座等があると認めるときは、当該他の金融機関に対して必要な情報を提供するものとする。

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年律第八十七号） （抄）

（目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十三条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為（以下「対象犯罪行為」という。）により財産的被害を受けた者に対して、没収された犯罪被害財産、追徴されたその価額に相当する財産及び外国譲与財産により被害回復給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪被害財産 組織的犯罪処罰法第十三条第二項に規定する犯罪被害財産をいう。
- 二 被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次章第二節又は第三節の規定によりその金額が算出されるものをいう。
- 三 給付資金 組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定により没収された犯罪被害財産の換価若しくは取立てにより得られた金銭（当該犯罪被害財産が金銭であるときは、その金銭）、組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定により追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭又は第三十六条第一項の規定による外国譲与財産の換価若しくは取立てにより得られた金銭（当該外国譲与財産が金銭であるときは、その金銭）であつて、検察官が保管するものをいう。
- 四 支給対象犯罪行為 第五条第一項又は第三十五条第一項の規定によりその範囲が定められる対象犯罪行為をいう。

五 外国犯罪被害財産等 外国の法令による裁判又は命令その他の処分により没収された財産又は追徴された価額に相当する金銭（日本国の裁判所が言い渡した組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定による犯罪被害財産の没収の確定裁判の執行として没収された財産及び組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定による犯罪被害財産の価額の追徴の確定裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭を除く。）であって、日本国の法令によれば対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産若しくは当該財産の保有若しくは処分にに基づき得た財産又はそれらの価額に相当する金銭に当たるものをいう。

六 外国譲与財産 外国犯罪被害財産等又はその換価若しくは取立てにより得られた金銭であって、外国から譲与を受けたものをいう。

七 費用 この法律の規定による公告及び通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして法務省令で定める費用をいう。

八 費用等 費用及び第二十六条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）に規定する被害回復事務管理人の報酬をいう。

（被害回復給付金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被った者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であってこれにより財産を失ったものに対し、被害回復給付金を支給する。

2 国は、前項に規定する者（以下「対象被害者」という。）について、相続その他の一般承継があったときは、この法律の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復給付金を支給する。

（支給対象犯罪行為の範囲を定める処分等）

第五条 検察官は、犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判が確定したときは、支給対象犯罪行為の範囲を定めなければならない。

2 前項に規定する支給対象犯罪行為の範囲は、次に掲げる対象犯罪行為について、その罪の種類、時期及び態様、これを実行した者、犯罪被害財産の形成の経緯その他の事情を考慮して定めるものとする。

一 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

二 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の理由とされた事実に係る犯罪行為が対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産に関して行われたものである場合における当該対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為

3 検察官は、前二項の規定により支給対象犯罪行為の範囲を二以上に区分して定めるときは、その範囲ごとに、第一項に規定する没収の裁判で示された犯罪被害財産（一の犯

罪被害財産が異なる支給対象犯罪行為の範囲に属する対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産から形成されたものであって額又は数量により区分することができないものである場合においては、当該犯罪被害財産の換価又は取立てにより得られる金銭の価額）又は同項に規定する追徴の裁判で示された犯罪被害財産の価額を区分するものとする。

（犯罪被害財産支給手続の開始）

第六条 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至ったときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもっては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

- 2 検察官は、外国から前条第一項に規定する裁判の執行として没収された財産若しくはその換価若しくは取立てにより得られた金銭又は当該裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をすることができる。
- 3 前二項の決定は、前条第三項に規定する場合にあっては、支給対象犯罪行為の範囲ごとにするものとする。
- 4 検察官は、確定した二以上の犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について前条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの裁判で示された犯罪被害財産又はその価額（既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。）を同一の裁判で示された犯罪被害財産又はその価額とみなして、第一項又は第二項の決定をすることができる。

（支給の申請）

第九条 被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、検察官に申請をしなければならない。

- 一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実
- 二 支給対象犯罪行為により失われた財産の価額
- 三 控除対象額（支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限

る。)における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。)

四 その他法務省令で定める事項

(裁定)

第十条 検察官は、前条第一項の規定による申請があった場合において、支給申請期間が経過したとき（その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき）は、遅滞なく、その申請人が被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当するか否かの裁定をしなければならない。前条第二項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る一般承継があった日から六十日が経過したとき（その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき）も、同様とする。

(支給の実施等)

第十四条 検察官は、すべての申請に対する第十条又は第十一条の規定による裁定、第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続に要する費用の額が確定したとき（第六条第二項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合であって、当該確定の時点において、同条第一項に規定する犯罪被害財産又はその価額についてこれを給付資金として保管するに至っていないときは、当該給付資金を保管するに至ったとき）は、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、被害回復給付金の支給をしなければならない。

2 前項の規定により支給する被害回復給付金の額は、資格裁定により定めた犯罪被害額の総額（以下この項及び第十六条第二項において「総犯罪被害額」という。）が、給付資金の額から犯罪被害財産支給手続に要する費用等の額を控除した額を超えるときは、この額に当該資格裁定を受けた者に係る犯罪被害額の総犯罪被害額に対する割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その他のときは、当該犯罪被害額とする。

3 検察官は、第一項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載し、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 検察官は、第一項の規定にかかわらず、被害回復給付金の支給を受けることができる者の所在が知れないことその他の事由により当該被害回復給付金の支給をすることができないときは、第三十一条第一項に規定する期間が経過するまでの間、当該被害回復給付金に相当する金銭を保管するものとする。この場合において、当該保管に係る金銭は、第二十六条第一項及び第三十四条の規定の適用については、給付資金に含まれないものとする。

第二十一条 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をするものとする。

- 一 次のイ又はロに掲げる規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合において、被害回復給付金の支給等をする前に、当該イ又はロに定める事由に該当するとき。
 - イ 第六条第一項 給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。
 - ロ 第六条第二項 犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるとき。
 - 二 被害回復給付金の支給等をして給付資金に残余が生じなかった場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。
 - 三 被害回復給付金の支給等をして残余給付資金が生じた場合において、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他特別支給手続を開始することが相当でないと認めるとき。
 - 四 特別支給手続を開始した場合において、前条において準用する第九条第一項の規定による申請がないとき。
 - 五 特別支給手続において、すべての申請に対する前条において準用する第十条又は第十一条の規定による裁定、当該手続に係る第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び当該手続に要する費用の額が確定した場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けた者がいないとき。
 - ロ 前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について、被害回復給付金の特別支給等（前条において準用する第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一項の規定による被害回復給付金の支給又は前条において準用する第十四条第四項前段（第十五条第三項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。以下この号において同じ。）をしたとき（当該被害回復給付金の特別支給等に係る額が犯罪被害額に達した場合に限る。）。
 - ハ ロに掲げる場合を除き、前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の特別支給等をした場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。
 - 六 前各号に掲げる場合を除き、給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認める場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。
- 2 検察官は、前項の規定により犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）
（抄）

（犯罪収益等の没収等）

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができる。

- 一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）
- 二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。）
- 三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であって、不法収益等（薬物犯罪収益、その保有若しくは処分にに基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの（第四項において「薬物不法収益等」という。）を除く。以下この項において同じ。）を用いることにより取得されたもの
- 四 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であって、不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等）
- 五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等
- 六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産
- 七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分にに基づき得た財産

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪若しくは別表第三十一号、第三十三号、第四十四号、第五十五号、第六十号、第六十六号若しくは第六十八号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分にに基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項及び第四条（人質による強要、人質の殺傷）の罪

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産（第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。以下

この項において同じ。)を没収することができる。

- 一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。
 - 二 当該犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を仮装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき。
 - 三 当該犯罪被害財産について、情を知って、これを收受する行為が行われたとき。
- 4 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分にに基づき得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができる。
- 一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であって、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの
 - 二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であって、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）
 - 三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
 - 四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分にに基づき得た財産
- 5 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

(犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十四条 前条第一項各号又は第四項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十五条 第十三条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知って当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契

約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを収受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

（追徴）

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。

3 第十三条第四項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第五項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（会社の解散命令）

第八百二十四条 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

一 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。

二 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。

三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 株主、社員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、会社の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

- 3 会社は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。
- 4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）

第八百二十六条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第八百二十四条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

○破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（破産手続開始の申立て）

第十八条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

- 2 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

○金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「銀行」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「普通銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

- 2 この法律において「協同組織金融機関」とは、信用協同組合、信用金庫又は労働金庫をいう。

- 3 この法律において「金融機関」とは、銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫をいう。
- 4 この法律（第九項第一号及び第四百九十条第一項を除く。）において「金融商品取引業者」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者であって、同法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金にその会員として加入しているものをいう。
- 5 この法律において「保険会社」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）であって、同法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構にその会員として加入しているものをいう。
- 6 この法律において「相互会社」とは、保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。
- 7・8 （略）
- 9 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。
 - 一 銀行、信用金庫、信用協同組合、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社及び少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）については、内閣総理大臣とする。
 - 二 労働金庫については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。
 - 三 株式会社商工組合中央金庫については、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

（破産手続開始の申立て等）

- 第四百九十条 監督庁は、金融機関、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社及び少額短期保険業者（以下この節において「金融機関等」という。）に破産手続開始の原因となる事実があるときは、破産手続開始の申立てをすることができる。
- 2 第三百七十七条第二項の規定は監督庁が前項の規定によりする金融機関の破産手続開始の申立てについて、同条第三項の規定は監督庁が前項の規定によりする保険会社及び少額短期保険業者の破産手続開始の申立てについて、それぞれ準用する。
 - 3 監督庁は、第一項の規定により金融商品取引業者の破産手続開始の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。
 - 4 第一項の規定により監督庁が破産手続開始の申立てをするとき、破産法第二十条第二項及び第二十三条第一項前段の規定は、適用しない。

○金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）

（任務）

第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）

（任務）

第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

消費者庁所管法と各省庁所管法の関係

